

外国における保有個人データの取扱いについて (当社事業に係る個人情報)

当社が外国において保有個人データを取り扱う場合は、当該外国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理措置のために必要かつ適切な措置を講じております。当社は、以下に公表する外国において、保有個人データを取り扱います。

1 保有個人データを取り扱う外国の名称

当社は、当社事業に係る個人情報(申込書記載事項(氏名・住所等))のデータ入力作業の一部を個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している外国企業へ委託しています。

委託先企業所在国：ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナムといいます。）

また、上記データ入力作業にあたり、ベトナムのサーバにおいて個人データを保存しています。

※当該外国委託先では、個人データの取扱いについて当社が講ずべきこととされている措置に相当する措置(以下、相当措置といいます。)を継続的に実施しております。

相当措置の継続的な実施を確保するために講じている措置は、項番2のとおりです。

2 外国企業への個人データの提供

当社は、個人情報(申込書記載事項(氏名・住所等))のデータ入力作業の一部をベトナムに所在する企業へ委託しております。

なお、当該外国委託先に個人データの取扱いを委託するにあたって講じている措置は、以下のとおりです。

① 外国委託先が実施している措置等

当社は、委託契約を締結して個人データを外国委託先へ提供しており、委託先が実施している措置に関して、毎年、書面による報告を受けることによりその措置状況を確認しております。

また、当該委託契約においては、次に掲げる項目等を定めております。

- ・特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱うこと
- ・必要かつ適切な安全管理措置を講ずること
- ・従業者に対する必要かつ適切な監督を行うこと
- ・再委託の禁止
- ・個人データの第三者提供の禁止
- ・利用の必要がなくなった場合の消去

② 委託先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度

ベトナムでは、政府機関などの公的機関が強制力を持って、民間組織が保有する情報にアクセスすることが可能となる法令の施行が予定されています。

個人データ保護に関する政令

機微性の高い個人データを処理する場合には、同国の個人データ保護委員会へ登録する義務が課せられ、個人データ保護委員会は登録された個人データを物理的に閲覧する権限を有します。(第 20 条、第 21 条)

なお、当社は、委託先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度について、毎年、委託先へ照会することにより確認しております。

③ 個人データの提供の停止

外国委託先による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合は、当該委託先への個人データの提供を停止いたします。

(以上)